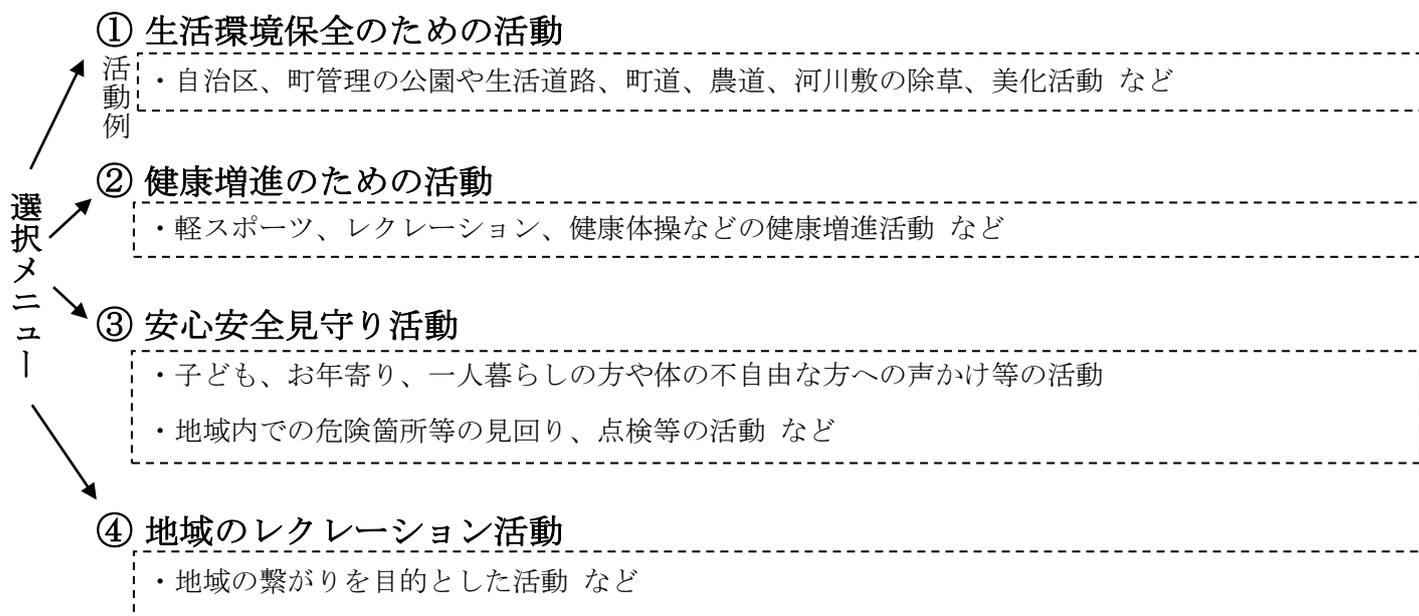


# 地域活動助成事業の概要

## 目的

自治区等の地域や住民同士による“まちづくり”の活動や取組みに対して支援し、住民同士の助け合い、支えあいなど地域の繋がりや地域力を高めることを目的とします。

下記①～④のメニューより自治区で行った事業に対して助成します。(点線括弧内は活動の例)



## 補助額

- ① 基本額 5,000 円と選択メニュー①～④の項目 1 つにつき 100 円×世帯数を地域活動助成事業補助金として交付する。ただし、基本額 5,000 円の加算は 1 回目の交付時のみ適用します。
  - ② 年間の申請は選択メニュー①～④より最大 4 項目まで選択できます。複数の事業を行っても同一のメニューの場合はまとめた申請となります。
- ※ 世帯数は基準日（各年度 4 月 1 日の区入世帯数）で計算します。

## 申請方法

・地域活動・事業の終了後に、申請書と活動写真等を総務政策課に提出してください。

### ※各活動の写真が必ず必要となります。

活動の実績が確認できないと、補助金の交付ができません。

## その他

- ・交付される補助金はメニューに沿った活動であれば使用制限はありません。
- ・地域活動に対して行政はできるかぎりのアドバイスや事務的な補助を行いますので、地域担当等を活用していただいて自治区の地域活動の取組みをお願いします。
- ・自治区は単年でなく継続して事業の実施ができるよう計画や取組みをお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症には十分に対策、配慮を行った上で取組みをお願いします。